

【目 次】

I T 関係	
・ 消費者の保護	1
その他	
・ N P O 法人成立要件の見直し	2

分野	I T 関係	意見・要望提出者	米国
項目	消費者の保護		
意見・要望等の内容	オンライン取引において高水準の消費者の信用を維持するため、日本政府が、民間企業による消費者保護と、消費者の論争を解決するための自主規制的制度（裁判外紛争解決などのさらなる利用を含む）の開発を促進する手段を取るよう、米国政府は提案する。		
関係法令	なし	共管	
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 電子契約法等の民事ルールを中心とした法整備を図るとともに、消費者トラブルを防止する措置として民間団体等とも連携しつつ消費者教育などの消費者への情報提供や啓発活動を促進する、専門性の高い紛争や国際的な消費者紛争の増加に対応して民間型 A D R も含む簡便で多様な A D R の整備に向けての環境整備を行う、など消費者が安心して電子商取引を利用することができる環境を整備しているところ。			
担当局課室等名	国民生活局消費者企画課 国際室		

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	NPO法人成立要件の見直し			
意見・要望等の内容	地域において、産業振興、産業支援を目的としたNPO法人を設立可能とすべきである。			
関係法令	特定非営利活動促進法	共管	なし	
制度の概要	<p>特定非営利活動法人（以下NPO法人）の設立要件としては、法第2条第1項において、「別表に掲げる活動に該当する活動」（12分野の活動）であること</p> <p>「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」であることの2つが規定されている。この「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、社会全体の利益を指すものと解されている。したがって、民法との関係についていえば、特定非営利活動法人は、民法第34条の公益法人の一種である。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>NPO法人制度は、民法第34条の公益法人の「公益」と同義の「特定非営利活動」（不特定かつ多数のものの利益等）を行うことを目的とする市民活動団体が簡易に法人格を取得することによって、これらの団体が今まで以上に活発に活動できるようにすることをねらいとして議員立法により成立したものである。</p> <p>NPO法については、立法府等において現在、活動分野の追加も含め見直しについて議論されているところである。内閣府としてはこれらの見直し議論に資するため、所轄庁の立場から必要な協力を行っていくところである。</p>				
担当局課室等名	国民生活局市民活動促進課			